

●香川県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成22年10月19日から同年11月9日まで一般の縦覧に供する。

平成22年10月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 観音寺善通寺線（49号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市高瀬町下勝間481番3 地先から	前	6.0~24.3	290	道路改修工事に伴う現 道拡幅
三豊市高瀬町下勝間129番7 地先まで	後	11.6~47.3	290	